

食肉市場及び食肉衛生検査所警備業務仕様書

1 業務名

食肉市場及び食肉衛生検査所警備業務

2 業務場所

広島市西区草津港一丁目11番1号 広島市中央卸売市場食肉市場

3 業務目的

本業務は、食肉市場及び食肉衛生検査所の火災及び盗難の防止、施設の保全、市場の安全・衛生の確保並びに秩序の維持のため実施するものとする。

4 業務内容

(1) 出入口（門）の開閉

区 分		開門時間及び開門状態		
		西門（正門）	東門（通用口）	南門（生体搬入門）
開場日	5:00	開門	5:00 半開門	開門
	21:30	閉門	21:30 閉門	
休場日	5:00	半開門	全閉	開門
	18:00	閉門		

※) 上記は原則であり、別途指示する場合は臨機応変に対応することとする。

(2) 火災及び盗難の防止

(3) 入出場者及び入出場車両等の確認と記録

(4) 案内・規制等、来場者への対応

(5) 施設内の巡回及び市場内外の警戒

(6) 鍵の受渡し及び保管

(7) 電話への対応、電信・郵便物等の管理

(8) 国旗等の掲揚・降納

※) 国旗等の掲揚時間は、原則として、毎日、午前8時から午後4時30分とする。

※) なお、雨天の場合は掲揚しない。

(9) 駐車場・駐輪場の監視、車両の誘導及び整理

(10) 場内の交通安全の確保及び確保のための指導

(11) 生体の監視及び緊急時の対応

(12) 市場の安全・衛生の確保

ア 廃棄物等の放置及び持ち込みの監視、規制並びに指導

イ 市場周辺への廃棄物等の放置の監視及び注意

ウ 犬・猫、カラス等、取扱物品以外の獣畜等の監視及び定着の予防

- (13) 南門生体搬入車両消毒装置の異常時における中央監視室への通報
- (14) 大動物けい留所ミスト散布設備の異常時における中央監視室への通報
- (15) 防災情報表示盤等による保安情報等の収集・監視及び警報等への対応並びに保安措置
- (16) その他警備上必要な事項

5 付随内容

- (1) 業務に従事する日時
毎日、午前8時から翌日の午前8時までとし、西門（正門）及び南門（生体搬入門）に警備員を配置する。
- (2) 施設内の巡回及び市場内外の警戒の方法
巡回回数は、原則として、下記のとおりとする。
なお、下記巡回時間及び巡回回数等の変更が必要な場合は、発注者及び受注者で協議して決定するものとする。

区 分	時間帯	回数等
ア 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、1月2日、1月3日、8月6日、12月29日から12月31日まで及び臨時休場日を除く。）	午後5時 ～ 翌日午前8時	3時間毎に1回 （計5回） 刻時巡回
イ 臨時開場日	午後2時 ～ 翌日午前8時	3時間毎に1回 （計6回） 刻時巡回
ウ 土曜日、日曜日、休日、1月2日、1月3日、8月6日、12月29日から12月31日まで及び臨時休場日	午前8時 ～ 翌日午前8時	3時間毎に1回 （計8回） 刻時巡回

- (3) 巡回時の対応等
巡回時には、トランシーバーを携帯し、下記事項を点検・確認し、異常が認められる場合には、適宜、適切な対応を行ない対処又は処理すること。
 - ア たばこの吸殻等火気及び危険物の有無
 - イ 水道等（大動物けい留所ミスト散布設備を含む。）の止め忘れ、ガスの消し忘れ及びガス漏れ
 - ウ 電灯の消し忘れ、電気器具等（大動物けい留所の扇風機を含む。）の止め忘れ
 - エ 潜伏者等の有無
 - オ 生体のけい留状況及び状態
 - カ 施錠の確認
 - キ その他、警備上必要と認められる事項
- (4) 巡回順位及び打刻鍵設置場所
別図のとおり

6 留意事項

- (1) 受注者は、業務遂行中は受注者名を入れ統一した衣服(制服)を着用するとともに、常に身分証明書を携行・着用すること。
- (2) 受注者は、業務遂行中は休憩中かどうかを問わず、常に品位を保つとともに礼儀正しく対応し、また、電話対応等を懇切丁寧に行い、市場関係者及び来場者等とトラブルを起こさないよう留意すること。
- (3) 受注者は、節度を保ち、また、きびきびとした態度で業務に従事すること。
- (4) 休憩は、発注者が指定する場所とする。
- (5) 受注者の選任した現場責任者は、発注者と連絡を密にし、業務の円滑な履行に努めること。
- (6) 受注者は、業務履行中に火災、盗難、その他異常事態が発生、又は、発生を予見した場合は、関係機関への通報等、適切な処置をとるとともに、直ちに発注者及び発注者が指定した者へ連絡するものとする。
- (7) 受注者は、当該業務従事者に対し、労働基準法、労働安全衛生法等労働諸法及び社会保険諸法上の責任を負い、もって労働管理を行い本業務に支障を来さないよう留意すること。
- (8) 防災訓練等、市場の安全・衛生の向上等に寄与する事業の実施の際は、積極的に従業員を参加させるものとする。

7 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の住所・氏名等を報告するものとする。
また、現場責任者又は従業員に変更があったときも、同様とする。
- (2) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書及び月間計画書とし、契約締結後速やかに提出し、それぞれ発注者の承認を得なければならない。
- (3) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、毎日（当該日が休場日の場合は、当該日以降の直近の開場日）前日分を提出し、月間報告書は翌月の10日（ただし、3月分については、3月31日）までに提出して、それぞれ発注者の確認を受けるものとする。
なお、日誌及び月間報告書の様式については、事前に発注者に提出し、承認を受けること。
- (4) 受注者は、本業務の履行にあたり、市場の管理・運営に関する問題点等を認識した場合は、その内容について報告するとともに、原因を分析し改善方法を提案するなど、市場業務の合理化及び効率化等に積極的に取り組むこと。
- (5) 受注者は、常に省エネルギー、省資源、資源再生等に配慮、努力するとともに、その取組み状況と成果について報告し、また、更なる改善・向上のため、提案を行なうこと。

8 費用負担等

- (1) 受注者は、委託業務に必要な範囲で、警備員の控室等、発注者の保有する施設の一部を使用することができるものとする。
- (2) 広島市委託契約約款第3条に定める発注者が負担する経費は、業務を行うために要する電気料、水道料及び電話料金とする。
- (3) 打刻鍵は、受注者が発注者の指定した場所に設置し、巡回時計は受注者が所有するものを使用する。
- (4) その他、本件委託業務を行うために必要な機材等は、全て受注者の負担とする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項、又は疑義を生じたときは、発注者及び受注者とで協議して決定するものとする。

